

第6章 良好な景観の形成のために必要なもの

6-1 屋外広告物の表示等に関する事項

屋外広告物の表示及び掲出する物件については、経済活動への効果がある一方で、それらが無秩序に氾濫することで、風致や街並みを損なうなど、景観に大きな影響を与える要素となります。

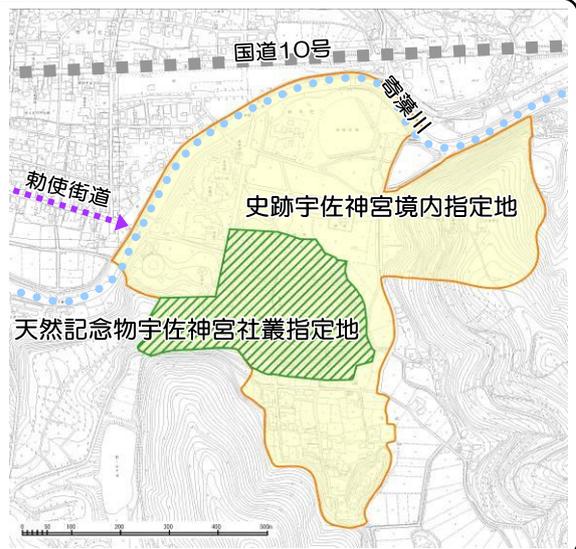
これまで屋外広告物の表示、掲出については、特定の地域を対象として「大分県屋外広告物条例」に基づいて規制を行ってきましたが、宇佐神宮をはじめ神仏習合の風景を有する宇佐市の条件を踏まえ、意匠・形態、色彩等の指針・基準が求められています。

したがって、景観形成重点地区など屋外広告物の表示・設置の抑制が望まれる地区については、周辺景観との調和に配慮した設置、並びに宇佐市のイメージに相応しい意匠・形態への誘導の方針を示し、「大分県屋外広告物条例」に基づく屋外広告物許可基準を活用し、景観と調和した屋外広告物の掲出がなされるよう努めます。

誘導対象区域	○景観形成重点地区の街なみ形成ゾーン（勅使街道沿いなど） ○史跡宇佐神宮境内と天然記念物宇佐神宮社叢の区域
誘導基準の方針	○景観形成重点地区では、大きさ（面積、高さ）、設置数を必要最小限とし、地区の特征的・伝統的な街並みに調和した形態・意匠とする。 ○史跡宇佐神宮境内と天然記念物宇佐神宮社叢の区域については、大きさ（面積、高さ）、設置数を必要最小限とし、その風景に好ましくない表示、掲出は禁止する。

史跡宇佐神宮境内／天然記念物宇佐神宮社叢

宇佐神宮と社叢の背後地には、宮迫の院坊（僧侶の住居）から発展した集落があり、宇佐神宮と御許山の間地という立地条件も踏まえ、神仏習合に係る里の景観として、その保全が求められます。



【大分県屋外広告物条例による屋外広告物規制概況（禁止区域）】

はり紙、はり札、立看板、広告塔等の屋外広告物が無秩序に氾濫することは、風致や良好な景観を損なったり、通行者等に危害を及ぼす恐れがあります。

このため、屋外広告物法に基づいて、大分県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示地域、場所、物件等について規制しています（なお、大分市は中核市の権限に基づき、大分市の条例による規制を行っており、大分県の条例の対象外となっています。）

- 都市計画法の規定により定められた、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区（ただし知事が指定する区域を除く）
- 景観法の規定により定められた準景観地区であって、同地区内の建築物や工作物に関する行為を規制する条例によって制限を受ける地域のうち知事が指定する区域
- 景観法の規定により定められた地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち知事が指定する区域
- 市民農園整備促進法に規定する市民農園の区域（ただし知事が指定する区域を除く）
- 文化財保護法の規定により指定された建造物とその敷地並びに同法の規定により史跡名勝天然記念物に指定又は仮指定された地域
- 大分県文化財保護条例の規定により指定された建造物とその敷地及び同条例の規定により県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域
- 森林法に定める、名所又は旧跡の風致保存のため指定された保安林のある地域
- 自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（ただし知事が指定する区域を除く）
- 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の規定により指定された保存樹木のある地域
- 道路及び鉄道等で知事が指定する区間
- 道路及び鉄道等から展望することができる地域で知事が指定する地域
- 都市公園法に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令に規定する公園又は緑地の地域
- 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳これらの付近で知事が指定する区域
- 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近で知事が指定する区域
- 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- 古墳、墓地及び火葬場

6-2 景観重要公共施設の整備に関する事項

地域の景観の重要な構成要素であり、かつ、景観に対し大きな影響を及ぼす道路、公園、河川、海岸等の公共施設と、これら施設がつくる公共空間については、行政が先導的に景観形成に努めることが求められます。

したがって、市内に広がるこれら公共施設のうち、限定した区域や区間等としてイメージでき、かつ周囲の風景に溶け込み親しまれているもの、市民が大切にしたいもの、または、今後、地域の良好な景観形成に配慮しながら整備を行うものを、当該公共施設の管理者の合意を得るとともに、市民の支持を踏まえながら、景観重要公共施設として指定します。

なお、当面は宇佐市が管理する景観形成重点地区・景観形成促進地区内、隣接する地区の道路・河川を景観重要公共施設とします。国・県が管理する施設については今後協議します。

【景観重要公共施設の整備に関する方針】

景観重要公共施設に指定した公共施設については、以下に示す整備に関する方針に基づき、良好な景観の形成に向けた取り組みを進めます。

施設	整備に関する方針
道路・橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ○街路樹や植樹帯の整備など、道路空間の緑化に努める。 ○沿道の街並みとの調和に配慮した舗装とする。 ○交通安全施設や標識、案内板等の設置に際しては、沿道の街並みと調和し、かつ統一感のあるデザインとする。 ○石橋の補修や工作物の設置にあたっては、歴史的・自然景観に配慮する。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ○公園内に施設を設ける場合は、周辺環境との調和に配慮する。 ○樹木など良好な景観要素がある場合は、適切な維持・管理を図る。
河川	<ul style="list-style-type: none"> ○河川護岸の整備にあたっては、自然景観との調和に努める。 ○周辺の自然景観の保全に配慮した維持・管理に努める。 ○宇佐神宮など歴史的景観要素の周辺では、歴史的景観との調和に配慮する。
海岸	<ul style="list-style-type: none"> ○松並木等の良好な景観要素がある場合は、適切な維持・管理を図る。 ○海岸部に施設を設ける場合は、砂浜や海への眺望を妨げないように配慮する。 ○堤防工事等を実施する場合は、景観面に配慮した工法を用いるなど、周辺景観との調和に努める。

【景観重要公共施設の指定方針】

○周辺市町と連続した幹線道路、河川のうち、市街地・集落内を走る（流れる）もの、または市街地・集落に隣接するもの。

[例：国道10号、県道中津高田線、駅館川、津房川など]

○歴史的価値が高いなど、本市のシンボリックな既存の公共施設で、市民に親しまれている公共施設の区間、地点で、今後、整備や改修にあたって景観への配慮が必要なもの。

[例：寄藻川など景観形成重点地区内及び隣接する地区の景観形成上重要な道路・河川、恵良川に架かる石橋、西椎屋付近の国道387号など]

○今後新たに整備を行う公共施設で、本市のシンボルとなるもの、または、良好な周辺景観との一体的な景観形成に配慮すべきもの。

[例：都市計画道路柳ヶ浦・上拝田線の市役所～柳ヶ浦駅区間など]

6-3 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項

我が国の農業の風景は、自然と人の営みが共生した生活文化を体現化したものであり、本市においても、県内最大級の穀倉地帯が広がる宇佐平野をはじめ、安心院盆地や恵良川沿いの農村、山間の斜面に拓かれた棚田など、豊かな自然を背景とした様々な農業景観が形成されています。

これら農地の大部分は農業振興地域に指定されており、農業振興地域整備計画に基づいて地域整備が進められていますが、近年は都市化による景観の混在や、高齢化・過疎化による農業の活力低下と耕作放棄地の増加が進んでいます。

宇佐市らしい農業の風景を守る視点からも、棚田の保全や耕作放棄地の解消などの農業振興は重要課題であり、景観に配慮した農用地の整備や農業用施設の整備に取り組む必要があります。

そこで、棚田など地域特有の農業が営まれる山間部の里山から、大規模経営農業によって広大な農地が広がる平野部まで、宇佐市の多彩な農業景観の形成・維持を図るため、景観との調和に配慮した良好な営農条件の確保に努めるものとし、今後、必要に応じて「景観農業振興地域整備計画」の策定等についても検討します。

【景観農業振興地域整備計画に定める事項】

- 景観農業振興整備計画の区域
- 景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項
- 農業生産の基盤の整備や開発に関する事項
- 農用地の保全に関する事項
- 農業近代化のための施設整備に関する事項

【保全・創造すべき宇佐の農業景観】

宇佐市固有の農業の景観から、地権者や農業従事者、市民の意見を踏まえながら、その景観の保全・創造のための支援策等に努めます。

- 宇佐平野の広がりのある田園景観と、点在する農村景観
- 掩体壕が点在する歴史の片鱗が混在する田園景観
- 両合地区をはじめとする山間部や傾斜地に拓かれた棚田の景観
- 安心院地域、院内地域の山々に囲まれた盆地特有の里山景観